

多賀城市シルバーヘルスプラザ及び屋内ゲートボール場の指定管理者の概要について

1 指定管理に関する取組経過

年月日	事 項	概 要
平成18年4月1日から 平成21年3月31日まで	第1期 指定管理者指定	多賀城市老人福祉センター及び屋内ゲートボール場の指定管理者に公募で指定
平成21年4月1日から 平成24年3月31日まで	第2期 指定管理者指定	多賀城市老人福祉センター及び屋内ゲートボール場の指定管理者に非公募で指定
平成24年4月1日から 平成29年3月31日まで	第3期 指定管理者指定	多賀城市シルバーヘルスプラザ及び屋内ゲートボール場の指定管理者に非公募で指定
平成29年4月1日から 令和4年3月31日まで	第4期 指定管理者指定	多賀城市シルバーヘルスプラザ及び屋内ゲートボール場の指定管理者に非公募で指定
令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで	第5期 指定管理者指定	多賀城市シルバーヘルスプラザ及び屋内ゲートボール場の指定管理者に非公募で指定
令和6年7月19日	指定管理者評価 委員会	第5期指定管理者による管理の実績を客観的に評価するため評価委員会を開催し、事業経営や施設管理の取組は「適切（良）」との評価
令和6年8月9日 同年10月7日	行政経営会議	第6期指定管理者を非公募で選定すること及び指定管理期間を5年間とすることを決定
令和6年10月8日	業務仕様書提示	第6期指定管理者が行う業務の内容・範囲を示す業務仕様書を提示
令和6年10月18日	指定管理者候補 者選定委員会	現指定管理者から提出された事業計画書等の内容等を審査し、第6期指定管理者候補者として「適切（良）」と評価
令和6年11月6日	行政経営会議	現指定管理者を第6期指定管理者の候補者とすることを承認
令和6年12月20日	令和6年第4回 多賀城市議会 定例会	多賀城市シルバーヘルスプラザ及び屋内ゲートボール場の指定管理者に、社会福祉法人多賀城市社会福祉協議会を指定することを議決

2 第6期指定管理の概要

(1) 指定管理の対象となる施設

- ア 多賀城市シルバーヘルスプラザ
- イ 多賀城市屋内ゲートボール場

(2) 指定管理者が行う業務の範囲

多賀城市シルバーヘルスプラザ及び屋内ゲートボール場の管理運営に関する業務

(3) 指定管理期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

3 指定管理者候補者の概要

- (1) 名 称 社会福祉法人多賀城市社会福祉協議会
- (2) 所在地 多賀城市中央二丁目1番1号
- (3) 代表者 会 長 柴田 十一夫
- (4) 設 立 昭和46年4月23日

4 多賀城市シルバーヘルスプラザ及び屋内ゲートボール場指定管理者評価委員会の概要

(1) 評価委員会の設置目的

多賀城市指定管理者導入方針に基づき、これまでの多賀城市シルバーヘルスプラザ及び屋内ゲートボール場の指定管理者の取組について、客観的に評価することを目的に設置した。

(2) 評価委員会の開催日時等

日 時 令和6年7月19日（金） 午後1時30分から午後3時45分まで
場 所 多賀城市役所3階 第2委員会室

(3) 評価委員会委員

役職	所属・氏名	区分
委員長	東北福祉大学総合福祉学部社会福祉学科 准教授 石附 敬	学識経験者
委員	佐々木 康彦	利用者代表
委員	阿部 好男	利用者代表
委員	介護保険運営協議会委員 鈴木 たけの	有識者
委員	宮城県リハビリテーション専門職協会事務局長 櫻井 健太郎	有識者
委員	企画経営部長 小野 史典	市職員
委員	教育委員会事務局次長 柴田 光起	市職員

(4) 評価方法

指定管理者への評価に係る採点方法は、評価委員会の中であらかじめ確認を行った。

ア 採点方法

委員ごとに24の評価項目を下記の5点から1点までの5段階で採点する。（委員1人当たり120点満点）

点数	評価基準
5	大変優れているレベルで実施した／大変優れている
4	優れているレベルで適切に実施した／優れている高度な能力を有している
3	適切に実施した／普通
2	概ね適切に実施したが、一部に不適切な部分があり、改善済みである ／劣っている
1	不適切な部分があり、改善の見込みがない／大変劣っている

イ 評価基準

各委員（１２０点満点）の平均点を算出し、評価点数が６割（７２点）以上となった場合を適切とし、その適切においても次のとおり３段階で評価する。

評価点数	評価
９６点以上１２０点	適切（優）
８４点以上９６点未満	適切（良）
７２点以上８４点未満	適切（可）
７２点未満	不適切（不可）

(5) 評価結果

指定管理者から実績報告説明後、質疑・評価を行い、次のとおり適切（良）の評価を得られた。（詳細は、「指定管理者評価委員会評価得点集計表」のとおりに）

平均点数	評価
９１．０点	適切（良）

(6) 評価委員会からの付帯意見等

【評価できる点】

- ・全般的に管理運営方針に従い適切に運営が行われていると評価します。
- ・施設がかなり老朽化している中で良く管理されていると思われます。
- ・高齢者の居場所作りになっている様子がアンケートからも伺えるので、今後も引き続き高齢者が利用しやすい方向で運営していただきたい（定年制が長い（６０歳ではなくなった）ので、高齢になってから利用する人が増える様に思います）。
- ・住民にとってとても大切な場所であることが分かった気がします。通ってこられて、他者とコミュニケーションをかわして、様々な活動に参加して、精神面でも身体面でもとても良い影響があるのではないかと感じました。

【課題、改善が必要な点】

- ・利用者の送迎、交通手段（例 ユーアイバス等の６５歳以上の無料化など）、多賀城市として十分に検討し良い方向性をお願いします。
- ・いつまでも、誰でも通い続けられる居場所づくりのために、広報、送迎、講座、人員（社協職員だけではなく）、様々な要素も連動させて検討していただけると良いと感じました。
- ・利用者を増やす取り組みとしては、広報を現代に合わせたＳＮＳの活用ニーズなどの有無を含めて、今後検討が必要と思いました。また、利便性の向上のために、移動手段の確保が大きな課題になっているため、この点は市との連携が必要と思います。
- ・利用促進は、大変重要な課題であると受け止めた。そうした中、指定管理者の自助力だけでは利用者の増加に直結する取り組みはとても困難であるということも同時に感じたところである。
- ・年齢を重ねることに伴って、できていたことができなくなっていくことが増えてくるとは思いますが、事業運営や施設の維持管理にあたり、利用者の方々のできることを発揮できる機会を増やしていくと、利用者にとっても、職員さんにとってもよいのではないかと思います。
- ・送迎があるのは、利用者にとっては、とてもありがたいことなのだろうと感じましたが、送迎の仕組みがあれば、シルバーヘルスプラザの場所でもなくても、できる取組もあると感じました。

多賀城市シルバーヘルスプラザ及び屋内ゲートボール場指定管理者評価委員会評価得点集計表

評価項目			A	B	C	D	E	F	G	合計	平均	
適正な管理運営に関する取組	管理運営の実施状況	① 指定管理者としての管理運営方針に沿った施設運営がなされていたか（ヘルスプラザ）	5	4	5	3	4	3	4	28	4.0	
		② 指定管理者としての管理運営方針に沿った施設運営がなされていたか（屋内ゲートボール場）	3	4	5	3	4	3	3	25	3.6	
		③ 施設の管理運営にあたる人員配置は適切であったか	5	3	5	4	3	3	3	26	3.7	
		④ 施設の効率的な活用を図るための取組がなされ、その効果があったか	5	3	4	4	4	3	3	26	3.7	
		⑤ 法定点検、自主点検等は適切に行われ、安全への配慮がなされていたか	5	4	4	5	3	3	3	27	3.9	
		⑥ 適正な管理運営のための職員研修等が十分に実施されていたか	5	4	4	4	5	3	3	28	4.0	
		⑦ 必要に応じて市や関係団体と連携し、管理運営上の課題に対応していたか	5	4	4	4	5	3	3	28	4.0	
	安全対策・危機管理体制	① 日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の危機管理体制などは十分であったか	5	4	5	4	3	3	3	27	3.9	
		② 施設の維持管理をしていく上で、環境汚染防止等の対策は適切に行われていたか	5	4	5	3	4	3	3	27	3.9	
		③ 防犯、防災対策や非常災害時の対応などは十分であったか	5	4	4	4	3	3	3	26	3.7	
		④ 施設利用者の個人情報を保護するための対策は十分であったか	5	4	5	5	4	3	3	29	4.1	
利用促進・満足度向上に関する取組	利用促進	① 施設の利用者の増加や利便性を高めるための取組がなされ、その効果があったか	5	3	4	4	4	3	3	26	3.7	
		② 講座やセミナー等自主事業が計画的に開催され、事業促進が図られたか	5	3	4	4	4	3	3	26	3.7	
		③ 広報等をはじめ積極的に施設PRに努め、新規利用者の開拓が図られたか。	5	3	3	3	4	3	3	24	3.4	
		④ 市や関係団体等と連携し、健康増進等を目的とした自主事業の企画・運営・施設の利用促進を図り、介護予防・フレイル予防の推進がなされたか	5	4	5	4	4	3	4	29	4.1	
	サービス・満足度向上	① サービスの質を維持・向上するための具体的な取組がなされ、その効果があったか	5	3	4	3	4	3	3	25	3.6	
		② 利用者の意見を把握し、それらを反映させる取組がなされたか	5	3	3	4	4	3	3	25	3.6	
		③ 利用者の立場に立ったトラブル等の未然防止対策がとられていたか	5	4	5	3	4	3	3	27	3.9	
		④ 利用者が公平に利用できるよう配慮されていたか	5	4	5	3	4	3	3	27	3.9	
		⑤ 利用者の新規登録等に対し利用しやすい環境が整っていたか	5	4	4	4	4	3	3	27	3.9	
		⑥ 利用者が快適に利用できる環境が整っていたか	5	4	3	3	4	3	3	25	3.6	
	効率性の向上に関する取組	管理経費の低減	① 経費を効率的に低減するための具体的な取組がなされ、その効果があったか	5	4	4	5	4	3	3	28	4.0
			② 管理委託料の範囲内で業務が健全に遂行されていたか	4	4	5	5	4	3	3	28	4.0
③ 収入の増を図るための具体的な取組がなされ、その効果があったか（屋内ゲートボール場）			4	4	2	3	4	3	3	23	3.3	
合計点（24項目合計）			116	89	101	91	94	72	74	637	91.0	

評価	適切（優）	適切（良）	適切（可）	不適切（不可）
点数	96点以上	84点以上	72点以上	72点未満

5 指定管理者候補者の選定方法

(1) 概要

令和6年8月9日（金）及び同年10月7日（月）開催の令和6年度第6回・第8回行政経営会議において、多賀城市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年多賀城市規則第28号）第2条第3号の規定に基づき、現指定管理者を次期指定管理者の候補者として非公募により選定し、多賀城市指定管理者導入方針に基づき次期指定管理期間を5年とすることを決定した。

(2) 現在の指定管理者を次期指定管理者の候補者の案として選定する理由

社会福祉法人多賀城市社会福祉協議会を指定管理者とする第5期指定期間（3年間）が、令和7年3月31日で満了するため、令和6年7月19日に多賀城市シルバーヘルスプラザ及び屋内ゲートボール場指定管理者評価委員会を開催した結果、評価委員7人の平均評点が120点満点中91.0点の「適切（良）」と評価された。

上記により、多賀城市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年多賀城市規則第28号）第2条第3号の規定に基づき、現在の指定管理者を第6期指定管理者候補者として非公募により選定することとする。

（参考）

- 多賀城市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（抄）
（指定管理者の公募）

第2条 市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。ただし、公の施設の機能、性質等を考慮し、合理的な理由があると認めるときは、公募によらないことができる。

(1)～(7) (略)

- 多賀城市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（抄）
（公募によらない選定理由）

第2条 条例第2条ただし書に規定する合理的な理由は、次のとおりとする。

- (1) 専門的又は高度な技術を有する法人その他の団体が客観的に特定されること。
- (2) 地域の人材活用、雇用の創出等地域との連携が相当程度期待できること。
- (3) 現にその管理の委託を行い、又は指定管理者による管理を行っている公の施設にあっては、当該公の施設を管理しているものが引き続き管理を行うことにより、当該公の施設に係る安定した行政サービスの提供及び事業効果が相当程度期待できること。

6 多賀城市シルバーヘルスプラザ及び屋内ゲートボール場指定管理者候補者選定委員会の概要

(1) 候補者選定委員会の設置目的

多賀城市指定管理者導入方針に基づき、指定管理者候補者を公正かつ適正に選定することを目的に設置した。

(2) 選定委員会の開催日時等

日 時 令和6年10月18日（金） 午後1時30分から午後3時30分まで
場 所 多賀城市役所3階 第2委員会室

(3) 選定委員会委員

役職	所属・氏名	区分
委員長	仙台白百合女子大学人間学部心理福祉学科 准教授 家子 敦子	学識経験者
委員	田口 學	利用者代表
委員	鈴木 貞子	利用者代表
委員	多賀城市民生委員児童委員協議会会長 森本 照雄	有識者
委員	総務部長 竹谷 敏和	市職員
委員	都市産業部長 吉田 学	市職員
委員	教育部長 中野 裕夫	市職員

(4) 評価方法

指定管理者の選定に係る評価方法は、以下のとおり。

ア 採点方法

委員ごとに16の審査項目を次の5点から1点までの5段階で採点する。（委員1人当たり80点満点）

点数	審査基準
5	優れている
4	やや優れている
3	普通
2	やや劣っている
1	劣っている

イ 評価基準

各委員（80点満点）の平均点を算出し、評価点数が6割（48点）以上となった場合を指定管理者候補者として適切とし、その適切においても次のとおり3段階で評価する。

評価点数	評価
68点以上80点	適切（優）
60点以上68点未満	適切（良）
48点以上60点未満	適切（可）
48点未満	不適切（不可）

(5) 評価結果

指定管理者候補者から事業計画の説明後、質疑・評価を行い、次のとおり適切（良）の評価とされた。（詳細は、「指定管理者候補者選定審査結果集計表」を参照）

平均点数	評価
66.1点	適切（良）

(6) 選定委員会委員の付帯意見等

【期待できる点】

- ・ 指定管理者制度に移行する前の業務委託期間を通算して、これまで四半世紀に及び25年間の経験値があること。
- ・ 地域共生社会の実現に向けて、地域の実情にかなった様々な事業を展開している社会福祉協議会が担い手となって、当該施設の管理運営を行っていただけることは、これまでの四半世紀の実績から、信頼できるものと思う。
- ・ 安定した実績を有しているので、指定管理者候補者は安心できます。
- ・ 利用者に寄り添った運営、特に職員の評価（アンケート結果）が高く、今後も利用者視点、市民目線での運営が期待できます。
- ・ 老人の健康維持に大いに役立ち、老人の社会福祉に寄与する老人の融和・親睦を増大することを期待する。
- ・ 多賀城市シルバーヘルスプラザの事務所の職員の常日頃の会員の皆様方に対し、行き届いた運営に対し、感謝の気持ちです。

【今後の課題になると思われる点】

- ・ 予算と人員の関係、利用者の増大を図る。
- ・ シルバーヘルスプラザは、高齢者を対象とした社会教育施設とすることができると思うが、だとすれば、ソフト事業には、先を見据えた現代社会、地域課題解決のための取組があっても良いと思う。継続的事業の実施だけではなく、見直し、再編も必要ではないか。
- ・ インターネット等で調べると、全国的には、高齢者施設、老人センターの先進事例が多々紹介されている。そうしたことも参考とし、次の指定管理業務の中で頑張って、取り組んでいただきたい。
- ・ 今年度に入りゲートボール会員の減少が見受けられて参りました。今後も少ない人数であっても、健康維持を見守りつつも、私たちの課題と思っております。

多賀城市シルバーヘルスプラザ及び屋内ゲートボール場
指定管理者候補者選定審査結果集計表

審査 基準	審査項目	審査の視点	A	B	C	D	E	F	G	合計	平均
1 管理運営計画	(1) 管理運営方針	・施設の設置目的に合致しているか ・管理運営業務全般の方針に適切か	5	5	5	5	5	3	3	31	4.4
	(2) 人員配置	・施設の管理運営にあたる人員配置は適切か	5	5	4	5	5	3	3	30	4.3
	(3) 職員研修	・職員研修等による職員の指導育成は十分であるか	5	4	4	5	5	3	3	29	4.1
	(4) 施設設備の維持管理	・維持管理、安全管理は適切か ・施設、設備、備品の適正な長寿命化を図る施策はあるか	5	5	4	5	5	3	4	31	4.4
2 事業計画	(1) 利用促進	・施設利用を促進させる施策があるか ・利用者の利便性が十分に図られているか	5	4	4	4	5	4	3	29	4.1
	(2) 広報活動	・施設をPRする広報活動はあるか	5	4	3	4	4	3	3	26	3.7
		・事業をPRする広報活動はあるか									
	(3) 利用者支援	・各種の相談に応ずるための体制が整っているか ・健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜が図られているか	5	5	4	5	5	3	3	30	4.3
3 安全対策 管理体制・制	(4) 企画事業	・市や関係団体、地域等と連携が図られているか ・健康増進等を目的とした企画事業が提案されているか	5	4	5	5	4	4	4	31	4.4
	(1) 個人情報の保護	・個人情報保護に関する制度を整理しているか ・個人情報保護の対策は十分であるか	5	5	3	5	5	3	3	29	4.1
	(2) 安全管理	・通常の事故防止、安全対策は十分であるか	5	5	4	5	4	3	3	29	4.1
4 サービス向上	(3) 緊急時の体制	・災害等緊急時の体制は万全であるか	5	4	4	5	4	3	3	28	4.0
	(1) 平等利用	・利用者が平等・公平に利用できる体制が確保されているか	5	5	3	5	5	3	3	29	4.1
		・利用者に対する不当な利用制限はないか									
	(2) ニーズの把握	・利用者からの意見・要望を把握する方策があるか	5	5	4	5	5	3	3	30	4.3
		・利用者からのクレーム等に対応できる体制があるか									
5 安定的経営	(3) サービスの向上	・利用者からの意見・要望を運営に反映できる体制があるか ・事業計画に対する自己評価を行い、業務改善を図る体制があるか	5	4	4	5	5	4	4	31	4.4
	(1) 管理経費の低減	・取組計画が妥当で、経費の低減が図られているか ・経費の低減に創意工夫があるか ・経費の低減がサービスの低下を招いていないか	5	4	4	4	5	4	3	29	4.1
	(2) 団体の経営能力※	・団体の経営、財務状況は健全か	3	3	3	3	3	3	3	21	3.0
合 計			78	71	62	75	74	52	51	463	66.1

※ 5「安定的経営」「(2) 団体の経営能力」については、本市行政経営アドバイザーからの財務状況分析結果を担当課で判断し、委員会に諮り各委員の採点を「3」としたものを示す。

評価	適切(優)	適切(良)	適切(可)	不適切(不可)
点数	68点以上	60点以上	48点以上	48点未満

7 多賀城市社会福祉協議会の事業計画の概要（抜粋）

(1) 管理運営方針

超高齢化社会の到来に伴い、介護を必要とする高齢者の割合は年々増加し、高齢者自らが心身の健康づくりに努め、さらに地域の福祉課題への対応に参加・協力を求められるなど、高齢者を取巻く環境は大きく変化してきています。

このような状況を踏まえ、多賀城市シルバーヘルスプラザは、利用者のニーズに対応したサービスの提供や、健康増進・教養の向上及び介護予防に重点を置いた事業の実施、また施設の貸出しを行い、利用者がより健康で生き生きとした日常生活が送れるよう、地域福祉活動の拠点施設として地域住民やシニアクラブ連合会等の関係機関との連携を図りながら、適切な管理運営に努めてまいります。

また、多賀城市屋内ゲートボール場は、ゲートボールやグランドゴルフ等のスポーツを通し、市民の健康の保持に寄与するとともに、利用者がより健康で生き生きとした生活が送れるよう、地域住民や多賀城市ゲートボール協会等の関係団体との連携を図りながら、これまで長期間にわたって培ってきた利用者や地域との信頼関係に答えるべく、適切な管理運営に努めてまいります。

(2) 主な提案事項（概要・要旨）

ア 維持管理計画

(ア) シルバーヘルスプラザ

シルバーヘルスプラザは昭和50年に開設以来49年が経過し、施設の様々な箇所に老朽化がみられていることから、職員及び業者による保守点検を実施するとともに、施設内清掃をはじめ日常的な施設・設備のメンテナンス、小破修繕など、また災害時に備えた利用者の安全対策として、棚等転倒防止や壁面掲示物等の落下防止の点検を行い、市民が安全・安心して利用できるよう、設置者である多賀城市の協力を得ながら、指定管理者としての実績を踏まえ、これまでのノウハウを活かしながら適切な維持管理に努めます。

(イ) 屋内ゲートボール場

市民が安全・安心して利用できるよう、施設内外の清掃をはじめ日常的な施設・設備のメンテナンス、小破修繕など、また災害時に備えた利用者の安全対策として、棚等転倒防止や照明設備等の落下防止の点検を行うとともに、設置者である多賀城市の協力を得ながら、指定管理者としての実績を踏まえ、これまでのノウハウを活かし適切な維持管理に努めます。

イ 利用促進に関する取り組み

現状の課題として、施設利用者が固定化しつつあることから、今後高齢者が増加するなかで施設の利用促進を図るために、市民に対し「高齢者の健康増進の拠点施設」であることを前面に打ち出しながら、新規利用者を増やす・施設の利便性を高める取り組みを行います。また、多賀城市社会福祉協議会の特徴でもある、シニアクラブ連合会をはじめとする福祉団体事務局・町内会長連絡協議会事務局を担っている点を活用した、地域や団体との連携による利用促進の取り組みを行います。

(7) 共通事項

- ・シルバーヘルスプラザ及び屋内ゲートボール場は市内の中央部に位置していることから各施設の利用に当たっての交通の便や遠距離による移動手段が確保できない利用者に対し、無料送迎サービスを継続的に実施し利用促進を図ります。
- ・社会福祉協議会の「ホームページ」や「社協だより」、多賀城市で発行する「多賀城NOW」等を活用し、施設や活動の紹介、高齢者の心身状態の維持・増進のための教室や講座の記事掲載・案内を行い、施設の利用促進を図ります。

(イ) シルバーヘルスプラザ

- ・職場体験学習（市内中学生）の受け入れを行い、世代間交流を図ります。
- ・カラオケや健康マージャンなどの健康維持増進活動を行うサークル等に集会室の貸出しを行います。

(ウ) 屋内ゲートボール場

- ・多賀城市ゲートボール協会との協同による“ゲートボール教室”等を開催し、ゲートボール競技者人口の増加・施設の利用拡大に努めます。
- ・多賀城市レクレーション協会等と連携を図りながら、「体験教室」等を実施し、施設の利用拡大を図ります。

ウ 企画事業の計画

今後の高齢者の増加を見据え、高齢者の健康増進・健康寿命の延伸を推し進めるべく、元気高齢者の活動の場・学びの場として、健康維持増進・フレイル予防・介護予防を目的とした「各種相談事業」「教養講座」「健康増進講座」等、時代の変化・状況に合わせ、市や企業との連携を図り、利用者の健康増進等に繋がる事業を企画し実行していきます。また、集会室の効果的な運用及び各サークル間の交流や新規入会等の橋渡しをするなど、自主サークル活動を支援してまいります。さらには、利用者の中で支援を必要とする高齢者が見つかった場合は、地域の民生委員・児童委員や地域包括支援センター等の専門窓口に繋ぐなど、関係機関・団体との連携を図りながら事業を実施します。

(7) シルバーヘルスプラザ

①各種相談業務

- ・健康相談の実施

看護師による健康相談及び血圧測定を実施し、利用者の疾病予防や治療に関する相談に応じ、市担当課と連携しながら適切な援助・指導を行います。

- ・介護相談の実施

地域包括支援センターとの連携により、専門員による介護相談を実施し、介護保険制度の理解や介護に関する適切な助言・援助を行います

②健康増進講座の実施

- ・健康づくり講話、感染症予防講話、認知症予防講話等の実施

保健師、栄養士等の専門職による健康講話の開催

- ・健康体操講座の実施

高齢者の体力維持増進のための講座の開催

③趣味・教養に関する事業

- ・生活事故防止講話（交通事故防止、火災予防、詐欺被害防止等）の開催
- ・手芸・切り絵などの教室の開催
- ・囲碁・将棋の開放
- ・カラオケ設備の開放
- ・健康マージャンサークルへの会場提供

④利用者間の親睦・交流事業

- ・各サークル間での対抗カラオケ大会等開催
- ・健康マージャン大会の開催

⑤その他

- ・ラジオ体操の実施
利用者の体力維持増進のために開催（毎日）
- ・自動血圧計の設置
利用者自身の健康管理（血圧の継続測定）

(イ) 屋内ゲートボール場

①健康増進に関する事業

- ・社会福祉協議会長杯ゲートボール大会の開催

②地域交流事業

- ・ゲートボール協会との連携による“体験教室”等の開催

③その他

- ・関係機関団体との連携を図りながら、他競技などの利用促進を企画・実施

(3) 職員体制

職 種	雇用形態	職員数
館 長	常勤職員	1 人
事務職	常勤職員	1 人
事務職	非常勤職員	1 人
看護師	非常勤職員	1 人
業務職	非常勤職員	2 人
計		6 人

(4) 指定管理業務に要する指定管理料事業者提示金額

区 分	指定管理料事業者提示金額
令和7年度	27,676,000円
令和8年度	28,086,000円
令和9年度	28,856,000円
令和10年度	29,340,000円
令和11年度	29,744,000円
計	143,702,000円